

訪問看護ステーション ふれあい協同 運営規程

第1条（事業の目的）

医療生活協同組合が開設する訪問看護ステーションふれあい協同（以下「ステーションション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ふれあい協同の看護職員、理学療法士、作業療法士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治医が必要を認めた者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条（運営方針）

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 指定期回巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業者の名称等）

訪問看護サービスを提供する事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業者名称	広島医療生活協同組合
代表者氏名	理事長（代表理事）坂本 裕
所在地	広島市安佐南区中須二丁目19番6号
連絡先	TEL 082-879-1111 FAX 082-870-8171

第4条（事業所の名称等）

訪問看護サービスを提供する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名称	訪問看護ステーション ふれあい協同
介護保険指定事業者番号	
所在地	広島市安佐南区西原九丁目8番22号
連絡先	TEL 082-555-1768 FAX 082-555-1769

第5条（職員の職種、員数及び職務の内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名	1名	—	—	
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		—	—	—	—	
作業療法士		—	—	—	—	
事務職員		—	—	—	—	

(1)管理者:看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員:看護師 3名

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

主治医の指示によりその者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助、緊急時の対応等の提供に当たる。

第6条（営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、8月15日、12月29日から1月3日を除く
営業時間	月曜日から土曜日 8:30～17:00

●電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条（事業の内容）

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔保持
- (3) 排便処置
- (4) 内服管理(疼痛のコントロール等)
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア(看取り)等
- (7) 多職種との連携(緩和ケア等)
- (8) 療養相談、介護指導
- (9) カテーテル等の管理(交換、排液等)
- (10)輸液ポンプの管理
- (11)在宅酸素の管理
- (12)その他医師の指示による医療処置(点滴、血糖測定、褥瘡処置等)

第8条（利用料等）

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 前一項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
3. 利用者が、正当な理由なく3か月以上滞納した場合には、ふれあい協同は期間を1か月と定めて、期間満了までに支払われない場合、契約を解除することを催告することができる。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域については、次のとおりとする。

実施地域	安佐南区中須、古市、大町、中筋、西原、東原、東野、長束、祇園、山本 (隣接地域については、相談に応ずる)
------	---

第10条（緊急時等における対応方法）

1. 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 夜間や休日及び訪問日以外の緊急時は、携帯電話にて待機の担当者が対応する。

第12条（個人情報の保護等）

秘密保持と個人情報保護については次のとおりとする。

利用者及びその家族に関する秘密保持について	当該事業所に従事する者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者・その家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。また、この秘密保持の義務は、契約が終了した後も継続するものとする。 (同一法人内の電子カルテの情報も同様とする。)
個人情報の保護について	当該事業所に従事する者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者・家族の個人情報を用いない。また利用者・家族に関する個人情報が含まれる記録物についても、管理者が責任をもってサービス終了後も5年間は保存、管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとする。 (同一法人内の電子カルテの情報も同様とする。)

第13条（苦情処理）

相談、苦情に迅速かつ適切に対応するために窓口を設け、「広島医療生協クレーム対応マニュアル」に沿って対応する。また急遽の相談、苦情の場合、担当者が不在でも他の職員が対応する。

相談・苦情の窓口 担当者：（管理者）輔平めぐみ (担当者不在時は立石純子が対応)	事業所名：訪問看護ステーション ふれあい協同 所在地：広島市安佐南区西原九丁目8番22号 TEL:082-555-1768 / FAX:082-555-1769 受付時間：月～土 8:30～17:00
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783
広島市役所介護保険課	082-504-2183
安佐南区役所福祉課高齢介護係	082-831-4943

第14条（事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法）

- 事業所は安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスを提供するために、サービスの安全性もとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画書を取り組む。
- 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
- 利用者又は家族に重大な損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を弁償する。ただし、利用者・家族に重大な過失がある場合は、この限りではないものとする。

第15条（利用者及び家族からの暴力等（ハラスメント）について）

暴力等（ハラスメント）の情報を得たら、担当介護支援専門員に情報提供し、未然に防げるよう努める。暴力等が発生した場合、職員の安全を確保する。改善の見込みがなく暴力等の継続性があると判断した場合は契約の解除にて対応する。

第16条（非常災害時の対応）

利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合を除いては、予定されている訪問を急遽、訪問日の変更を検討する。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡をする。また災害状況においては、安否確認をする。

第17条（虐待防止のための措置）

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 虐待防止のための指針を整備する。
- 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 措置を適切に実施するための担当者を置く。

第18条(感染対策)

- 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を感染者が発生時に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。
- 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第19条(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条(保険証の確認について)

訪問看護サービス利用にあたり、必要に応じて健康保険、介護保険証、負担割合証、障害手帳等を確認する。
また、保険証等の変更があった場合には、訪問看護師への連絡をお願いするものとする。

第21条(その他運営について留意事項)

- 当該事業所は、利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。
- 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また業務態勢を整備する。
 - 月1回 事業所内会議・学習会等開催
 - 各職員が年1回以上 外部研修参加
 - 管理者が地域連携会議やステーション会議参加

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。